別表第四九号の次に次の一号を加える。

四九の二	関税法施行令第四条の五第五項（特例輸入者の承認の申請の手続等）の規定による届出

別表第五一号の次に次の二号を加える。

五一の二	関税法施行令第十二条第五項（外国貿易船の入港手続）の規定による陳述書の提出
五一の三	関税法施行令第二十一条の四（積込みの期間の延長の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第五二号中「提出」の下に「（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第五三号の次に次の一号を加える。

五三の二	関税法施行令第三十六条第一項（保税蔵置場の許可の期間の更新の手続）の規定による申請書の提出

別表第五四号の次に次の一号を加える。

五四の二	関税法施行令第四十九条第三項（保税工場外における保税作業の許可の手続）の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第五五号中「準用する」の下に「同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五五の二	関税法施行令第五十一条の六第二項（保税展示場外における使用の許可の手続）において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請

別表第五七号中「準用する」の下に「同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する」を、「届出」の下に「、同令第五十一条の十五において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請」を加える。

別表第五九号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五九の二	関税定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）の規定による届出、同条第六項ただし書の規定による承認の申請

別表第六〇号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「届出」の下に「又は同条第五項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十四条第一項（変質品等の用途外使用の場合の軽減又は免除の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第六一号中「第十八条第四項（再輸出減税）」を「第十八条第三項（再輸出減税）」において準用する同法第十七条第五項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十九条の五第一項（再輸出される課税物品の消費税の軽減の手続）の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第十八条第四項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六一の二	関税定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請
六一の三	関税定率法第十九条の二第五項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）において準用する関税法第五十八条の規定による届出

別表第六二号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改める。

別表第六三号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に、「同令」を「輸徴法施行令」に改め、同号の次に次の三号を加える。

六三の二	関税定率法第二十条の二第三項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請
六三の三	関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第一条の六第三項（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整及びその証明の手続）の規定による書面の提出
六三の四	関税定率法施行令第三条第一項（変質又は損傷による減税の手続）の規定による書面の添付（輸徴法施行令第十七条第一項（変質又は損傷による軽減の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）

別表第六四号中「（昭和二十九年政令第百五十五号）」を削り、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改め、同号の次に次の三号を加える。

六四の二	関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）
六四の三	関税定率法施行令第七条第一項（製造用原料品の減税又は免税の手続）の規定による書面の提出
六四の四	関税定率法施行令第十一条の二（製造用原料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出

別表第六五号の次に次の十七号を加える。

六五の二	関税定率法施行令第十六条の七第三項（水産物加工製品の指定等）の規定による明細書の提出
六五の三	関税定率法施行令第十九条第一項（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の四	関税定率法施行令第二十条第一項（寄贈物品の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の五	関税定率法施行令第二十一条の二第一項（博覧会等において使用される物品の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の六	関税定率法施行令第二十四条第一項（航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手続）の規定による書面の提出
六五の七	関税定率法施行令第二十五条の三第一項（条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の八	関税定率法施行令第二十六条第一項（特定用途免税貨物の用途外使用の届出等）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出
六五の九	関税定率法施行令第三十四条第一項（再輸出貨物の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の一〇	関税定率法施行令第三十七条第一項（再輸出免税貨物の用途外使用等の届出）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の一一	関税定率法施行令第四十一条（再輸出免税貨物に関する規定の準用）において準用する同令第三十四条第一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）